

平成21年度総務常任委員会県外行政視察報告書

1 期 日：平成21年8月3日（月）～8月4日（火）

2 視察地：愛知県豊田市〔8月3日〕

静岡県浜松市〔8月4日〕

3 視察者

総務常任委員会

委員長 平山五郎

副委員長 齋藤國男

委員 吉澤かつら

// 宮岡幸江

// 塩屋和雄

// 堤利夫

// 小島清人

// 駒井 勲

所管部長

企画部長 田中一夫

総務部長 長澤利一

消防長 長谷川純夫

事務局（随行）

参事兼次長 原 嵩 秀 男

主 幹 玉 井 栄 治

4 視察事項

・愛知県豊田市

「消防行政（東海地震対策・まちかど救急ステーション）について」

・静岡県浜松市

「新公会計制度について」

「債権回収について」

5 視察報告

8月3日(月) 愛知県豊田市

(人口：422,865人、面積：918.47km²)

豊田市は、愛知県のほぼ中央に位置し、長野県に源を発する矢作川が南北に流れ、市域は、東・北部の三河高原を形成する山間部と西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなり、標高3.2mから1,240mに至る変化に富んだ地形条件を有している。

また、工業都市である一方、県内でも有数の農業地帯であり、桃や梨の収穫量は県内1位である。

「クルマのまち」として世界にその名を知られ、雇用面、税収面で大きな強みを持っており昭和26年3月の挙母市として市制施行以来、自動車産業の発展とともに急速に成長し、平成17年4月の「平成の大合併」では、経済圏や日常生活圏が一体となっている矢作川流域7市町村が一つとなり、新豊田市が誕生した。

平成20年度からスタートした「第7次豊田市総合計画」では、「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」を将来都市像として掲げ、市民一人ひとりが安全・安心に暮らし、能力と個性を発揮して活躍できる社会の実現とそれぞれの特性を活かした個性豊かな地域の実現をめざすとともに、活力ある都市として成長していくため、環境に配慮したものづくりの先進都市をめざしている。

【視察テーマ：消防行政について】

(東海地震対策・まちかど救急ステーション)

1 東海地震対策について

・ 豊田市地震対策アクションプラン策定の経緯

東海地震、東南海、南海地震などマグニチュード8クラスの大規模地震は、想定される被害が甚大であり、いつ発生してもおかしくない状況にある。そのため、地震に対する効果的で効率的な被害軽減策を講じる必要が生じたため、平成15年2月に地震対策アクションプランを策定し、その後、市町村の合併等により新たに実施しなければならない地震対策事業が数多くあることを踏まえ、「(新)豊田市地震対策アクションプラン」を平成18年2月に策定した。

◇ 「新」地震対策アクションプランにおける消防行政の事業概要

(1) 起震車の活用

幼・保育園、小中学校、自主防災会及び事業所等で実施される防災訓練に起震車（防サイ君）を派遣し、地震防災の啓発を図る。【年280回】

(2) 防災学習センターの活用

消防本部防災学習センターを利用した地震体験、地震体感を通じて防災意識の普及啓発活動を図る。

(3) 消防団員への地震防災研修の実施

消防団員を対象に、方面隊ごとに地震防災に関する研修を実施する。

(4) 危険物施設等管理者への啓発

二次災害の恐れがある危険物貯蔵施設への各種検査時において施設管理者へ施設現状に即した助言、指導及び地震防災教育を実施する。

(5) 半鐘及びサイレンによる警戒宣言の伝達

半鐘やサイレンによる消防信号を、警戒宣言発令時の伝達手段の一つとして、消防団員に周知すると共に、合併に伴い旧6町村の団員についても周知していく。

(6) 情報収集・伝達体制の構築

消防救急無線のアナログからデジタル化への移行に伴い、新たなデータの通信体系を検討して、平成23年度以降の消防救急無線のデジタル化による情報収集・伝達体制を充実する。

(7) 消防庁舎非常電源設備整

備事業

地震発生時等における災害対策拠点の中核となる消防庁舎に、被災により使用不可能となることがないように停電時の非常用電源を整備する。

(8) 消防用施設の耐震化

耐震性貯水槽を整備する。

(9) 孤立地区調査と対応

発災時に生活道路が崩壊して孤立した場合、人命救助・資機材搬送等の応急活動が困難と予想される地区の調査とその対応。

- ・ 道路状況、地理等の調査
- ・ 緊急時ヘリポートの調査
- ・ 該当地区のマップ作製

(10) 地震防災応急計画の策定促進

大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、地震防災上実施すべき応急の対策を策定し、届け出なければならない事業所に対して、策定を指導し、届出率を高める。

(11) 大規模地震災害対策用資機材の整備

合併町村の消防署・出張所に住民貸出用の簡易救助器具及び小型動力ポンプを配備し、災害時における住民の救助活動を支援する。

(12) 防災用ヘリコプターの場外離発着場等の確保

災害時における防災ヘリコプターや救急ヘリコプターの救助・救援活動のため、夜間も運用可能な離発着場を確保する。

上記が「新」地震対策アクションプランにおける消防行政の事業概要であり、同プランにより、豊田市の消防行政は、いつおきてもおかしくないと言われている巨大地震に対する効果的で効率的な被害軽減策を講じている。

2 まちかど救急ステーション

(1) 制度導入の経緯

豊田市消防整備基本計画において、救急業務の高度化推進の実施事業の一つであるAED設置の促進のため、市内で救命講習等の受講者がいる事業所等をまちかど救急ステーションと位置付け、救急車が到着するまでの時間に、迅速な心肺蘇生と除細動（電気ショック）を市民が実施して、社会復帰率を向上させることを目的とし、制度を導入した。

〈豊田市の119番通報から救急車現場到着時間 7.8分〉

(2) 趣旨

AEDを市内の多くの場所に設置することにより、市民が不慮の事故や急病によって呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、直ぐ近くのまちかど救急ステーションにあるAEDを使って、適切な心肺蘇生により、一人でも多くの人の命を守ることができるまちづくりをめざしている。

(3) 概要

この制度は、AED設置等の要件を備えた事業所に消防本部から「まちかど救急ステーション」の標章（ステッカー）を交付し、事業所等の玄関などの目に付きやすい場所に掲示していただき、多くの市民にAEDの設置場所を認識してもらう。

(4) 要件

- ① AEDが常時設置してあること。
 - ② 営業時間又は公開時間中に、AEDを活用した心配蘇生処置が行えるよう、AEDを提供できること。
 - ③ 普通救命講習又は上級救命講習の受講者が従業員等にいること。
- 以上の要件を満たす事業所に対して、申請を受けて認定する。

(5) 周知方法

ケーブルテレビ、広報誌、ホームページ、各種会議等で申請を呼びかけている。また、まちかど救急ステーションの情報は、ホームページの地図情報でも公開されている。

(6) これまでの事例 効果及び問題点・課題

【効果】 平成20年中に331件の心肺停止患者が発生し、24件が街中にあるAEDを市民が使用して救急隊に引き継ぐ事案があった。この24件のうち、9件は救命講習等を受講された方が現場で手当てを実施し、3名が社会復帰をされた。

【問題点】 AEDのバッテリー切れの確認等、適切な維持管理を定期的に周知する必要がある。

【課題】 ステーション事業所周辺で発生した事故に対し、AEDを持ち出して使用する前提の制度であるため、AED本体の紛失、破損の恐れがある。このような場合、AEDに係る費用については、事業所の負担となってしまう。こうした状況ではあるが、事業所の理解を得ながら一人でも多くの市民の命を守るため、現在、116の事業所を認定している「まちかど救急ステーション」について、さらに拡大していく予定である。

☆ 《視察後の意見交換会》

▽ 地震対策アクションプランでは、プランの中の消防行政の役割や、取組み方がわかり、大変参考になった。

▽ 防火水槽の耐震化について、積極的に取り組んでいる実態が分かった。

▽ AEDまちかどステーションでは、実際に市民を救ったという結果もでていいる。入間市でも、AEDを設置している事業所については、認定という方法以外でも設置情報を周知していただきたい。

▽ AEDを設置されている事業者の自己負担で、このような制度を実施すれば入間市でもこのような制度は実施できるのかなと思いました。

▽ 入間市でも、AEDまちかど救急ステーションのステッカーみたいなものを目印として利用し、ここにありますよと表示すれば、駆け込んで使えるようになると思いました。

▽ 事業所におけるAEDを使用しての社会復帰が3名いた実績は、事業業績として多大なものがある。

▽ 事業所における普通救命講習の受講者の定期的な受講と、受講者の増加が望まれる。

8月4日（火）静岡県浜松市

（人口：824,445人、面積：1,511.17km²）

浜松市は、静岡県の西部に位置し、東京・大阪の2大都市圏のほぼ中間にある。北には古戦場で名高い三方原台地が明石山脈に連なり、南は遠州灘に臨み、砂地と低湿地とが海岸線に並行する。東は天竜川に沿う沖積平野であり、西は浜名湖に面する丘陵と細長い平地からなっている。

平成19年4月、政令指定都市としてスタートを切り、近年では、三遠南信地域の中心都市として、広域交流圏（愛知県東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域）発展のけん引役を担っている。

昨年来、世界的に経済環境が深刻な状況にあるなか、緊急経済対策に積極的に取り組むとともに、創意工夫によるメリハリのある事業選択と集中を行うことで、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」の実現をめざしている。

【視察テーマ：新公会計制度・債権回収について】

『新公会計制度について』

1 公会計改革アクション・プランの概要

「浜松市 公会計改革アクション・プラン」は、平成18年12月に「浜松市新公会計制度研究会報告書～浜松市の公会計制度改革に対する提言」を踏まえ、以下のとおり同プランを作成し、公会計改革の実現に向けて取り組むこととした。

なお、このプランは、行政経営基幹システムが本格稼働する平成21年度までを取り組み期間としているが、実施した項目についても、継続的に改善に取り組み、改革への活用を図ることとしている。

(1) わかりやすく包括的な市財政の開示

「浜松市の財政のすがた」の充実、活用

「浜松市の財政のすがた」については、浜松市の財政状況を市民、議会、投資家等へ開示するファイナンシャル・ステートメントとして位置づけ、活用することとした。

平成18年度においては、すでに、浜松市研究会の報告を先取りした平成17年度決算にかかる「財政のすがた」を作成、公表した。具体的には、財政指標による財政分析、全国初となる改訂モデル普通会計にかかる財務諸表4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書。）、他都市や経年比較による財政活動分析などを盛り込み、大幅に改善された。

新財務諸表には、総務省新公会計制度研究会の報告書を踏まえ、退職手当の引当、税の徴収不能額、オフバランス債務に係る注記、附表の充実など、浜松市研究会の報告を基準として既に反映されている。

今後も財政分析の精緻化を図り、ファイナンシャル・ステートメントとしての位置づけを確立する。

また、「わかりやすい開示」の観点から、平成18年度中に「財政のすがた」の概要版を作成し、公表をしている。

(2) 新たな財政指標の導入

新たな財政指標

一般会計、特別会計、企業会計を総合的にとらえた財政運営を行うため、財政運営の目標として、企業債を含めた総市債残高及び実質公債比率を新しい指標として、新中期財政計画に導入した。

(3) 事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入

事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の作成基準

事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書については、図書館事業をモデルとして、試行作成し、平成17年度「財政のすがた」において公表した。今後は、予算編成プロセス等に活用していくため、当該モデルについてさらに検討を加え、速やかに事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の作成基準を策定し、市各部局に周知することとした。

(4) 新財務会計システムの導入

平成21年度の行政経営基幹システムの本格稼働にあわせ、発生主義・複式簿記と現金主義・単式簿記を並列に処理する新財務会計システムが導入される。

(5) 新公会計基準の反映

総務省研究会において提示されたモデル及び総務省実務研究会で検討された統一的な基準を基本とし、他の先進自治体の議論を踏まえ、決定されたスタンダードを平成21年から導入する新財務会計システムの構築に反映させる。

(6) 監査体制の充実

決算統計等にかかる監査の充実の必要性については、地方公共団体の再生（破たん）法制の検討の中で重点的に指摘されている事項である。浜松市としては、他の自治体に先駆けて、段階的に監査体制を充実している。

(7) マネジメントサイクルの活用

平成18年度において、予算体系の再編を行い、政策（総合計画）体系の「政策」と、予算体系の「目」を一致させ、この「政策」と「目」を基本的にひとつの課に対応させることとした。

このことによって、政策体系、予算体系及び組織体系を一致させ、マネジメントサイクルに適合し、事務事業評価によるPDCAサイクルを容易にする基盤を整備し、平成19年度からの新総合計画の実施にあわせ運用している。

(8) 公会計改革を通じた職員意識の改革

アクション・プランの開示資料としての財務諸表の充実、新しい財務指標の導入、事業別・施設別バランスシート、行政コスト計算書の導入など、公会計改革の成果を実際の財政運営、コスト管理に活かしていくことが肝要であり、そのためには、市各部局において、実際にこれらの成果を実施し、活用していくことが重要である。そのため、平成18年度からのアクション・プランの着実な実行を行っている。

また、公会計改革にかかる趣旨について、財政課より市長部局に対し、周知徹底を図り、職員の意識改革を推進している。

(9) 今後の課題等

特別会計のバランスシート、行政コスト計算書については、平成19年度において試作し、平成21年度の新財務会計システムの稼働にあわせ本格的に実施することに向けて段階的な整備を進める必要がある。

『債権回収について』

1 浜松市における滞納削減対策

浜松市の債権に係る滞納額は、平成18年度末において約137億円に上っていた。このうち、市税が約70億円、国民健康保険料が約54億円と突出しているが、それ以外の債権においてもある程度の滞納が発生していた。

浜松市は、市町村合併等による大きな環境の変化に伴い、様々な課題に直面する中、政令指定都市として公正・公平性を確保するために、さらなる収納率の向上や対策が求められていた。

そこで、滞納削減対策として、市税滞納アクション・プランを公表した。

◇市税滞納アクション・プランについて

税源移譲などで地方税の地位が高まる中、市税の累積滞納額の削減は緊急に対応するべき不可避の課題である。そこで、市税滞納額の削減のための目標値を新たに設定し、目標達成に向けて「市税滞納削減アクション・プラン」を平成19年度に公表した。

このプランのスローガンは「滞納は元から絶つ！」であり、

- ・ 現年課税分の市税収納率を平成21年度末までに99パーセントまで向上させる。(平成18年度末98.48%)
- ・ 市税累積滞納額を、平成21年度末までに、合併時の累積滞納額の20%削減に相当する、60億円未満まで削減する。
- ・ 「浜松市の市税のすがた」の作成を平成19年度から行い、市税の収納・徴収状況と対応策を市民に示す。

を目標として掲げている。

このプランの一環として、業務の執行体制の見直しや滞納整理事務に従事する職員表彰制度の創設なども行った。

2 債権回収対策課の新設

滞納の解決策が求められる中、浜松市では平成15年度に納税課内に滞納整理特別対策室を設置するなど市税滞納対策に力を入れ、累積滞納額削減に成果を上げてきた。

このような状況において、平成19年度に組織横断的で専門的な組織として財務部内に債権回収対策課を新設した。当課は、滞納整理特別対策室で蓄えたノウハウを生かし、市税の高額滞納事案以外にも、国民健康保険料・保育所保育費負担金などの公債権や水道料など私債権の高額又は徴収困難な債権についても各債権の主管課から移管を受け、債権回収を行っている。

3 様々な滞納削減の取組み

平成19年10月、全国初となる市税の訪問催告・徴収業務の民間委託を開始した。5年をかけ順次民間委託を拡大し、全面委託が完了する平成23年度には現年課税分の滞納繰越額の10%減を達成する計画である。また、市税の収納率向上へ向けて対策を強化するため、市長自らが滞納者宅を訪問し、納付を促すなど、市の「本気度」をアピールしたり、市長と子どもたちが出演する県内民法4社のテレビコマーシャルで税の大切さを訴えたりした。この市長による直接催告は、全国の政令指定都市では初めての取組みとなった。

4 債権管理条例について

債権管理条例は、担当課によってバラバラであった債権処理についてスケジュール化を徹底し、訴訟手続きなどやれることはすべて行うとする一方、最終的に回収不能となった債権についてもあいまいに放置せず、きちんとした欠損処理を行うなど、債権管理の手続などを改めて明記したものであり、今後の対応のガイドライン的な位置づけとなっている。

5 今後の債権回収の姿勢

収納率の低下・滞納額の増加は、どの自治体においても頭を悩ませている問題である。浜松市も例外ではなく、その解消に向けての特命として様々な対応をしている。債権管理条例もその一環である。この条例の施行により、債務者に対して訴訟も辞さない厳しい姿勢を示した。回収できるもの、すべきものに力を注ぎ、確実に回収するという強い姿勢である。滞納は、結果的に多くの善良な市民の負担になることから負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードにつながる問題にもなりかねない。そのことを常に念頭に置き、さらに取組みを進めていく考えである。

☆ 《視察後の意見交換会》

- ▽ 浜松市は、早くから公会計改革に取り組んでいて、この制度の財務諸表などについて、とても参考になった。この結果をどの様に分析し、活用するかが課題となってくると思いました。
- ▽ 公会計は、早く諸表等を出して検証して、いかにこれを次年度の予算に反映できるかというために利用しなければならないと思いました。
- ▽ 債権回収については、市民と行政の信頼関係が、理解を得ながらやっていくことが必要だと思いました。このような対策を行っているということが勉強になりました。
- ▽ 市税収納率を平成21年度末までに99パーセントまで引き上げようといういろいろな努力をされていると思いました。
- ▽ 債権管理条例という条例ができたことにより、回収する職員がやり易くなったと思いました。
- ▽ 債権回収対策課があれば、市民の負担の公平性を保つ上でも、職員が回収するときの職務的な負担も軽減されると思いました。また、いろいろな面での責任を持って、市債を管理できると思いました。
- ▽ 債権回収の一元化が図られているので良い方向であると思いました。
- ▽ 債権管理条例という条例を制定しながら組織の充実を図り、実施している。これらについては、十分学ぶ点がありました。